

社会福祉法人 青空会

理事、監事及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第45条の35第1項及び社会福祉法人青空会定款（以下「定款」という。）第8条及び第21条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 定款第8条及び第21条に定めるとおり、常勤の理事に対してのみ報酬等を支給するものとし、非常勤の理事及び監事並びに評議員に対して報酬等は支給しないものとする。

2 常勤の理事に対して支給する報酬等とは、報酬、役員賞与及び退職手当とする。

(報酬等の額の算定方法)

第3条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で、評議員会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 賞与 別表第2に定める額
- (3) 退職手当 別表第3に定める額

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次に掲げる時期とする。

- (1) 報酬 毎月20日（ただし、当該日が日曜日、土曜日又は休日にあたるときは、社会福祉法人青空会職員賃金規程第7条の規程に準じて支給する。）
- (2) 賞与 毎年6月及び12月
- (3) 退職手当 任期終了、辞任又は死亡により退任した後1ヵ月以内

2 報酬等は、通貨をもって本人（死亡により退任した者にあつては、その遺族。以下同じ。）に支払う。ただし、本人から申し出があつたときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の額の日割計算)

第5条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。

3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その次の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

(委任)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める

附則

(施行期日)

この規程は平成29年6月22日から施行する。

この規程は一部変更し、令和2年1月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

役職名	報酬の額 (月額)
理事長	300,000円

別表第2 (第3条関係)

6月の賞与	0円
12月の賞与	0円

別表第3 (第3条関係)

退職手当	0円
------	----